

最高裁秘書第1493号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所に対する司法行政文書開示請求に基づき、令和4年4月現在までの最高裁判所の職員配置図記載の職員の氏名を開示し続けた結果として、最高裁判所の庁舎管理事務及び警備事務の遂行にどのような支障が生じたかが分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年7月23日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第27号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）